

# 地域未来投資促進法 支援制度のご案内



## 制度内容

地域の特性※を活かして高い付加価値額を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす「地域を牽引する事業（地域経済牽引事業）」を実施する事業者に対し、各種支援を行うものです。

※地域の特性については「2. 対象要件」をご参照ください。

## 1 支援内容

### ➤ 課税の特例（特別償却又は税額控除）

先進性を有する事業の実施に必要な建物・機械等の設備投資を行う場合法人税等の特別償却又は税額控除を受けることができます。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品 (通常類型) ○設備投資額が1億円以上であって、総額が前年度減価償却費の25%以上であること ○事業に先進性があること（労働生産性の伸び率4%以上、または投資収益率5%以上）等	35%	4%
上乗せ類型A（※1）	50%	5%
上乗せ類型B（※2）	50%	6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※1 以下①～③のいずれかを満たし、労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること

① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

② 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上で、3億円以上の付加価値額を創出すること

③ 地域経済の成長と発展に資する業種に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること

※2 通常類型、上乗せ類型Aの要件をすべて満たし、経営力の確認を受けた産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、「パートナーシップ構築宣言」の登録を受けていること

➤ この他にも様々な支援内容があります。詳しくは経済産業省HPをご覧ください。

【URL】 [https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/jigyuu.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jigyuu.html)



**事業によっては千葉市企業立地補助制度との併用も可能！**

※詳しくは千葉市企業立地課へお問い合わせください！

## 2 対象要件(以下の要件1~3を全て満たすこと)

### 要件1

#### 地域の特性を活用した計画であること

- ①千葉市臨海部の鉄鋼業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②幕張新都心を中心とする情報通信業の産業集積を活用したデジタル分野
- ③千葉食品コンビナートにおける食料品製造業等の産業集積を活用した食品関連産業分野
- ④にんじん(国の指定産地)、落花生等の特産物を活用した農業分野
- ⑤千葉大学亥鼻イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパークセンター等の知見を活用した医療・ヘルスケア分野
- ⑥海辺・里山、幕張メッセ等の観光資源や千葉ロッテマリーンズ等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦京葉道路・東関東自動車道等の充実した道路ネットワーク、港湾、鉄道の交通・物流インフラを活用した物流関係分野
- ⑧カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギー関連産業等の技術を活用した環境・エネルギー関連分野

### 要件2

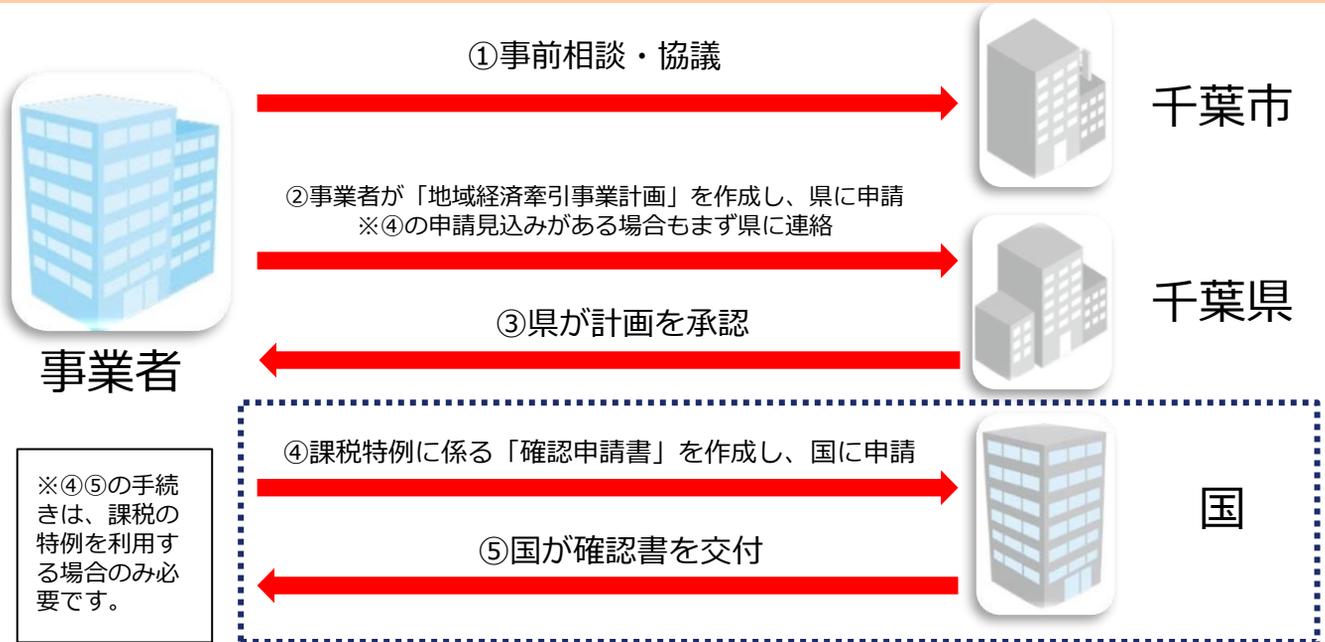
#### 付加価値額増加分が5年間で5,435万円を超えること

### 要件3

#### 地域の事業者に対する相当の経済的効果が見込まれること ・取引額,売上,雇用者数,給与等支給額のいずれかが3.5%以上増加すること

※要件2と要件3は、事業計画年数によって按分されます。

## 3 手続き



### 【お問い合わせ先】

千葉市役所経済農政局経済部経済企画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟7F

TEL:043(245)5359 FAX:043(245)5558 MAIL:ipu@city.chiba.lg.jp

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kikaku/chiikimiraitoushi.html>

※申請様式・必要書類については、上記の千葉市役所地域未来投資促進法ホームページをご参照ください。

